

## 1

## 景観重要建造物の指定の方針

## ①保全に関する考え方

本市には、歴史的価値の高い建造物のほか、優れた技術を用いて造られたもの、地域固有の伝統的な態様を有しているもの、近代都市としての発展を象徴するもの、地域住民に親しまれている建造物が多数あることから、地域の個性ある景観づくりの核として、これらの良好な保全に努めます。

## ②指定に当たっての基本方針

道路など公共の場所から容易に見ることができ、景観上優れた外観を有し、以下の項目のいずれかに該当するものについて指定を行います。指定に当たっては、景観委員会や関連分野の専門家などの意見を聴き、当該建造物の所有者の同意を得た上で、特に保全が必要であると認められたものを景観重要建造物として指定します。

- ①歴史的、文化的価値を有していると認められる建造物
- ②地域の景観形成を推進する上でシンボルとなり得ると認められる建造物
- ③地域における伝統的な様式を継承していると認められる建造物
- ④市民に親しまれ、愛され、誇りとなっていると認められる建造物

## 2

## 景観重要樹木の指定の方針

## ①保全に関する考え方

市内には、樹齢や樹容など優れた巨木や名木のほか、地域のシンボルとなっているもの、地域住民に親しまれ、憩いや交流の場となっているものなど、地域の景観を形成する上で重要な要素となる樹木が多数生育しており、地域の個性ある景観づくりの核として、これらの良好な保全に努めます。

## ②指定に当たっての基本方針

景観重要建造物と同様、道路など公共の場所から容易に見ることができ、景観上優れた外観を有し、以下の項目のいずれかに該当するものについて指定を行います。指定に当たっては、景観委員会や関連分野の専門家などの意見を聴き、当該樹木の所有者の同意を得た上で、特に保全が必要であると認められたものを景観重要樹木として指定します。

- ①樹種、樹齢、樹容などからみて景観上優れていると認められる樹木
- ②地域のシンボルとなっていると認められる樹木
- ③市民に親しまれ、愛され、誇りとなっていると認められる樹木